

条例公布第 3 号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

宇和島地区広域事務組合
組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和 48 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入所者及び利用者の利用料等の支払) 第 14 条 ホーム、老人短期入所施設及びデイサービス施設の入所者又は利用者は、提供を受けるサービスの区分に応じ、次項から第 4 項までに掲げる利用料及び次条の規定によるその他の利用料及びその他の費用_____を支払うものとする。	(_____利用料等_____) 第 14 条 ホーム_____の入所者_____は、次の各号に定める額及び_____ _____その他の費用の合計額を支払うものとする。 (1) _____指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 21 号)により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。) (2) _____厚生労働大臣が定める居住費及び滞在費の基準費用額告示(平成 17 年厚生労働省告示第 412 号)並びに食費の基準費用額告示(平成 17 年厚生労働省告示第 411 号)(以下「基準費用額告示」という。)を勘案して組合長が定める組合の居住費及び食費の額。ただし、入所者の所得が居住費及び滞在費の負担限度額告示(平成 17 年厚生労働省告示第 414 号)、居住費の特定負担限度額告示(平成 17 年厚生労働省告示第 418 号)、食費の負担限度額告示(平成 17 年厚生労働省告示第 413 号)及び食費の特定負担限度額告示(平成 17 年厚生労働省告示第 417 号)(以下「負担限度額告示」という。)に該当する場合は、負担限度額告示で定める額

2 ホームの入所者（第13条第1項第1号及び第3号を除く。）
は、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により
算定した費用の額（その額が現に当該サービス等に要した費用の
額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の
額とする。）とする。

3 老人短期入所施設の利用者（第13条第2項第1号及び第4号を
除く。）は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額
とする。

（1） 第13条第2項第2号に掲げる者 法第41条 第4項
第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超える

2 老人短期入所施設の利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ当
該各号に定める額及びその他の費用の合計額を支払うものとす
る。

（1） 第13条第2項第2号に掲げる者

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年厚生省告示第19号）により算定した費用の額（そ
の額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、
当該現にサービスに要した費用の額とする。）

イ 基準費用額告示を勘案して組合長が定める組合の滞在費及
び食費の額。ただし、利用者の所得が負担限度額告示に該当
する場合は、負担限度額告示で定める額

（2） 第13条第2項第3号に掲げる者

ア 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基
準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用
の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超える
ときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

イ 基準費用額告示を勘案して組合長が定める組合の滞在費及
び食費の額。ただし、利用者の所得が負担限度額告示に該当
する場合は、負担限度額告示で定める額

3 デイサービス の利用者
は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額及
び食費並びにその他の費用を支払うものとする。

（1） 第13条第3項第2号に掲げる者 法第42条の2第2項
第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超える

ときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)

(2) 第13条第2項第3号に掲げる者 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により
算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)

4 デイサービスの利用者(第13条第3項第1号及び第4号を除く。)は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。

(1) 第13条第3項第2号に掲げる者 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)

(2) 第13条第3項第3号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により第1号通所事業を実施する町の長が算定した費用の額。ただし、第1号通所事業のサービスの提供を受けるデイサービスが所在する町の規定を適用する。

(3) 第13条第3項第5号に掲げる者 愛南町との委託契約による額

(その他の利用料及びその他の費用の額)

第15条 ホームにおける居住等に要する費用(以下「居住費」という。)及び老人短期入所施設における滞在に要する費用(以下「滞在費」という。)並びに食事の提供に要する費用(以下「食費」という。)の額は、居住、滞在及び宿泊並びに食費の提供に係る

ときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)

(2) 第13条第3項第3号に掲げる者 法第115条の45の3第2項
に基づき、厚生労働省令により第1号通所事業を実施する町の長が算定した費用の額。ただし、第1号通所事業のサービスの提供を受けるデイサービスが所在する町の規定を適用する。

(3) 第13条第3項第5号に掲げる者 愛南町との委託契約による額

4 居住費、滞在費、食費及びその他の費用の額は、組合長が規則で定める。

利用料等に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 419 号）に基づき、組合長が別に定めるところにより算出した別表第 1 組合の居住費及び滞在費の項の額とする。ただし、組合の居住費及び滞在費の額が、法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する特定介護保険施設等における居住費等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成 17 年厚生労働省告示第 412 号。以下「居住費等の基準費用額告示」という。）を超える場合には、居住費等の基準費用額告示に基づき、別表第 1 居住費等の基準費用額告示の項の額とする。

2 前項に定める額の内、入所者及び利用者が支払う額は、法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額及び同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 414 号。以下「居住費及び滞在費の負担限度額告示」という。）に基づき、組合長が定める別表第 2 の額とする。ただし、平成 12 年 3 月 31 日における措置入所者が支払う額は、介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号。以下「施行法」という。）第 13 条第 5 項第 2 号に規定する居住費の特定負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 418 号。以下「居住費の特定負担限度額告示」という。）に基づき、組合長が定める別表第 3 の額とする。

3 従来型個室入所者において、次に定める者については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）の一部改正（平成 17 年厚生労働省告示第 401 号）及び指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基

準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）の一部改正（平成 17 年厚生労働省告示第 400 号）に基づき、多床室の額を適用する。

- （１）平成 17 年 9 月 30 日における従来型個室入所者の内、過去 1 月間（従来型個室に入所している期間が 1 月に満たない時は、当該入所期間）にわたり、特別な室料を支払っていない者
- （２）平成 17 年 10 月 1 日以降に入所した者（以下「新規入所者」という。）で、感染症や治療上の必要など、ホームの事情により一定期間（30 日以内）個室の入所が必要な者
- （３）新規入所者において、居住する居室の面積が一定以下である者
- （４）新規入所者において、著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

4 食費及びその他の費用の額は、組合長が規則で定める。

（利用料の軽減）

第 16 条 （略）

（委任）

第 17 条 （略）

別表第 1 （第 15 条関係）

居住費及び滞在費

	ユニット型個室	従来型個室	多床室
組合の居住費及び滞在費（日額）	2,430 円	1,231 円	915 円
居住費等の基準費用額告示（日額）	2,066 円	1,231 円	915 円

別表第 2 （第 15 条関係）

居住費及び滞在費の負担限度額

所得の区	概要	居住費及び滞在費の負担限度額（日額）		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室

（利用料の軽減）

第 15 条 （略）

（委任）

第 16 条 （略）

分				
1	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、課税年金収入額が80.9万円超266万円未満の者等	1,370円	880円	430円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の者等	880円	480円	430円
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	880円	380円	0円
4	所得の区分1から3以外の者	2,066円	1,231円	915円

※ 所得の区分1、2、3は、居住費及び滞在費の負担限度額告示の表に規定する所得の区分一、二、三の区分とする。

別表第3（第15条関係）

居住費の特定負担限度額

所得の区分	概要	居住費の特定負担限度額(月額)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
1	実質的負担軽減者以外	1,370円	880円	430円

	であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等				
<u>2</u>	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者等	<u>1,370 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	
<u>3</u>	実質的負担軽減者以外であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額＋課税年金収入額が 80.9 万円以下の者等	<u>880 円</u>	<u>480 円</u>	<u>430 円</u>	
<u>4</u>	実質的負担軽減者であり本人及び世帯全員が市町村民税世帯非課税者であつて、合計所得金額＋課税年金収入額が 80.9 万円以下の者等	<u>880 円</u>	<u>480 円</u> ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額とする。 ア 利用者負担 5 % に食費の特定負担限度額及	<u>430 円</u> ただし、利用者負担 5 % に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合に	

			<u>び居住費</u> <u>の特定負</u> <u>担限度額</u> <u>を加えた</u> <u>額が、費用</u> <u>徴収額を</u> <u>上回る場</u> <u>合(イに掲</u> <u>げる場合</u> <u>を除く。)</u> <u>380 円</u> <u>イ 利用者</u> <u>負担 5 %</u> <u>に食費の</u> <u>特定負担</u> <u>限度額及</u> <u>び一日に</u> <u>つき 380</u> <u>円とした</u> <u>居住費の</u> <u>特定負担</u> <u>限度額を</u> <u>加えた額</u> <u>が、費用徴</u> <u>収額を上</u> <u>回る場合</u>	<u>あつては、</u> <u>0 円</u>	
--	--	--	--	----------------------------	--

			<u>0 円</u>		
<u>5</u>	実質的負担軽減者以外 の者であつて次に掲げ る者等 ア 本人及び世帯全員 が市町村民税世帯非 課税者である老齢福 祉年金受給者 イ 生活保護の受給者	<u>880 円</u>	<u>380 円</u>	<u>0 円</u>	
<u>6</u>	実質的負担軽減者であ つて次に掲げる者等 ア 本人及び世帯全員 が市町村民税世帯非 課税者である老齢福 祉年金受給者及びこ れに準ずると認めら れる者 イ 生活保護の受給者	<u>880 円</u>	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>	
<u>7</u>	所得の区分 1 から 6 以 外の者	<u>2,066 円</u>	<u>1,231 円</u>	<u>915 円</u>	
※ 所得の区分 1 から 6 は、居住費の特定負担限度額告示の表に規 定する所得の区分一から六の区分とする。					
※ 費用徴収額とは、法の施行の際現に施行法第 20 条の規定による 改正前の老人福祉法第 28 条第 1 項の規定により市町村の長が同 項に規定する当該措置に係る者から徴収している額					
※ 実質的負担軽減者とは、施行法による負担軽減措置により実質					

<u>的に負担軽減を受けている者（平成 17 年 9 月 30 日において施設 介護サービス費の利用者負担割合が 5 %以下の者）をいう。</u>	
---	--

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。